

長野県小売業 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であるなど、重篤な災害も発生している。

こうしたことから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。また、その際、作業効率の向上や職場の活性化など生産性向上につながる労働災害防止対策事例を掘り起こすことにより、県内の労働災害防止対策の推進を加速させることも重要である。

SAFE（セーフ）協議会は、これらの視点に立ち、構成員間での情報交換等を通じて各構成員に係る安全衛生水準の向上を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成等を推進することを目的とする。

2 実施事項

次の事項をはじめ、上記1の趣旨・目的に適合する事項について構成員の議論を経て実施する。

- (1) 構成員における課題と取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (3) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 本省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募
- (6) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結

3 構成員

小売事業者など本協議会の目的等に適合する者であって、長野労働局長の依頼に応じて参画を承諾した者。

4 その他

- (1) 事務局は長野労働局労働基準部健康安全課とし、庶務は同課において行う。
- (2) 構成員は、事務局に申し出ることによりいつでも本協議会から脱退することができる。長野労働局が脱退を通知したときは、当該構成員は脱退したものとする。
- (3) 開催頻度は、半期に1度程度とする。
- (4) その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。